

埼 薬 第 1 5 4 号
令和8年8月19日

各地域薬剤師会代表者 様

一般社団法人埼玉県薬剤師会
会 長 斉 藤 祐 次
(公印省略)

令和8年熊本地震義援金の募集について（通知）

本会の事業推進につきましては、日頃より格別の御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

令和8年7月28日に発生した熊本県熊本地方を震源とする地震に伴い、被災地域では多くの地域住民の方々が甚大な被害を受けている状況であります。

このたび、日本薬剤師会から標記義援金について下記要領で募集がありました。

つきましては、貴会会員に周知いただきますよう御協力をお願いいたします。

なお本会では、過日開催した理事会（8月18日）において50万円を送金することが決定されましたのでご報告いたします。

記

- 1 義援金送金先（恐縮ながら払込料金は皆様のご負担でお願いします）

【郵便振替貯金口座】：00120-7-13712

【口座名義】：公益社団法人 日本薬剤師会

※払込取扱票等の通信欄に「令和8年熊本地震義援金」である旨ご記載をお願いします。（通信欄がない場合は払込人名の前に「クマモトギエンキン」と付記してください。）

※ゆうちょ銀行以外の金融機関からの送金の場合は、

支店名【0一九（ゼロイチキョウ店）、支店コード019）及び預金種別（当座）の記載も必要となります。口座番号は0013712となります。

※送金いただいた義援金は原則返金されませんのでご了承ください。

- 2 義援金の取り扱い期間：令和8年10月吉日まで

- 3 義援金の取扱い方法

日薬で取りまとめた義援金は、被災された都道府県薬剤師会を通じ被災会員に贈呈されます。

- 4 募集結果の報告

都道府県薬剤師会に報告されるとともに、日本薬剤師会雑誌並びに日本薬剤師会HPに掲載されます。

○義援金の税法上の取り扱いについて

このたびの義援金は「特定公益増進法人に対する寄附金」に該当します。

個人の方は寄附金控除（所得控除）、法人の方は「一般の寄附金」とは別枠で損金算入が可能です。

寄附金控除等の詳細につきましては、国税庁のホームページをご覧ください。管轄税務署にお問い合わせください。

※領収書が必要な場合

「領収書発行フォーム」(Excel ファイル)に必要事項を記入の上、日本薬剤師会 会計・厚生課までメール (gienkin@nichiyaku.or.jp) でお送りください。

領収書発行に時間がかかる場合がありますのでご容赦ください。

[その他留意点]

※貴会が会員等の義援金をまとめて、日本薬剤師会に送信される場合の領収年月日は、日本薬剤師会口座に着金された年月日となります。

貴会で取りまとめて送金される際は、お手数ですが入金の内訳(寄附者名、寄付金額等)を「領収書発行フォーム」(Excel ファイル)に記入の上、メールでお送りください。

○問い合わせ

埼玉県薬剤師会(岡安)

電話 048-827-0060